

事業者の皆様 へ

疾病を抱える労働者の「治療と仕事の両立支援」について

事業者の皆様におかれましては、労働者の安全と健康確保のために、日々御尽力いただいていることと存じます。

一億総活躍社会の実現に向けて、平成 29 年 3 月に、働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で「選択」できるようにするため、「働き方改革実行計画」（以下「実行計画」という。）が決定され、実行計画に基づき、時間外労働の上限規制、年次有給休暇の確実な取得や産業医・産業保健機能の強化などの、労働基準法及び労働安全衛生法が改正されました。

「働き方改革実行計画」及び島根労働局が推進する「島根第 13 次労働災害防止計画」では、法令に関する事項のほか、病を患った方々が生きがいを感じながら働ける社会を目指すため、「病気の治療と仕事の両立支援」に関する対策を掲げています。

病気の治療をしながら仕事を続ける労働者に対して、従来から、本人、企業及び主治医の話し合いを経て、社内制度に基づく対応はなされているところですが、今後は、企業及び主治医の連携の中核を担う両立支援コーディネーターを加え、患者に寄り添いながら継続的に相談支援を行う、トライアングル型支援などを推進することとしています。

島根労働局におきましては、患者に対する就労に関する支援はもとより、企業における意識改革と受入れ体制の整備を図るため、島根県地域両立支援推進チームを通じた取り組みをはじめとし、独立行政法人労働者健康安全機構島根産業保健総合支援センターと連携を図り、がん診療連携拠点病院（5 病院）及びがん診療連携推進病院（1 病院）における相談窓口体制の充実、企業担当者への研修会及び企業訪問による支援、地域がん拠点病院内等における長期療養者の就労相談窓口での支援などを今後も実施してまいります。

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や病気・育児・介護との両立など働く方のニーズの多様化する中、一人でも多くの方が安心して働ける職場環境の整備を、計画的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

平成 31 年 4 月

島根労働局長 田村和美